

「19年度夏季手当」(第2回) 団体交渉

1. 日 時 2007年6月21日(木) 18時31分から18時37分

2. 場 所 東京区政会館20階会議室

3. 出席者

区長会：

小林助役会会長(杉並区)、山田助役(北区)、平谷助役(世田谷区)、
水島助役(豊島区)、鎌形副管理者(特人厚)、
小林人企部長(特人厚)、荒牧調査課長(特人厚)、
中田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

西川中央執行委員長、北原副委員長、金澤副委員長、大島書記長、
染書記次長、金子財政部長、吉田組織部長、大和田賃金部長、
額額現業部長、大熊教宣部長、藤川中執、岡崎中執、押田中執、
横川中執、横須賀中執、春名中執、斉藤中執、篠崎中執、杉田中執、
野崎中執、相原中執、木川中執、洞下中執、南中執、伊本中執、
内山中執、志村中執、鈴木中執、松本中執、篠田中執、森田中執、
渡辺中執

〈区長会〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、夏季手当等に関して、皆さんから要求のありました事項について回答いたします。

前回の夏季手当団体交渉の場でも申し上げたとおり、特別区を取り巻く情勢は依然として厳しいものがあります。皆さんからいただいた要求事項について、国及び他の自治体の状況、さらに職員の勤務条件に向けられる区民の厳しい目等も考慮し、慎重に検討した結果、現時点では条例を改正し手当を増額する状況にはありません。したがって今回は、現行の条例・規則どおりに支給することといたします。

次に、基準日主義に関する要求について申し上げます。

既に、基準日現在に育児休業中である職員に対しても、勤務実績に応じ

て支給できるよう制度を改正しており、国・他団体の状況等を勘案いたしますと、現状では、さらなる改正は困難であると認識しております。

次に、特別給を期末手当に一本化せよとの要求について申し上げます。

勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給される能率給であり、期末手当とは基本的に性格の異なる手当であると認識しております。

なお、技能・業務系職員の給与水準につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、強い問題意識を持っており、国・他団体の動向を踏まえつつ、今後、皆さんと精力的に協議を行ってまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

〈清掃労組〉

それでは、私から申し上げます。

ただいま5月15日の団体交渉で申し入れました「2007年度夏季一時金に関する要求書」への回答がありましたが、極めて不満な残念な内容であるといわざるを得ません。

昨年度の賃金確定では勧告が比較対象企業規模を引き下げたことにより基本賃金は下がりました。一時金については、増となっていました但結果的に据え置きとなりました。

また、今年の民間企業の一時金は増傾向にあります。これらを考慮すれば皆さんの回答は大変不満であるといわざるを得ません。

皆さんから示された基準日主義の考え方と「勤勉手当は…能率給である」との考え方は、勤務実態を反映するか否かについて自己矛盾しています。基準日主義を改め勤務実績に基づき一時金を支給すべきという具体的な要求について、誠意ある具体的な回答が示されていません。勤勉手当については期末手当一本化に統一すべきという要求に対しても同様に何ら誠意ある回答にはなっていません。

以上のように極めて不満な内容ではありますが、現時点においてはやむを得ないものと受け止めます。

最後に、現在の皆さんとの交渉に関わって申し上げます。

昨年11月21日の団体交渉において皆さんから「技能主任職昇任選考の受験資格につきましては、今後、技能・業務系職員の人事制度全体の協

議の中で検討してまいりたい。」と考え方が示されました。これを受けて、既に3回の専門委員会交渉を積み重ねております。

統括技能長及び技能長の昇任に関わり、各区選考を行ったことにより欠員の問題や本来昇任すべき組合員が昇任されない等の矛盾が生じています。昨年4月1日に身分切替され、名実ともに特別区の責任で行われた技能主任昇任選考においては、設置基準では「概ね4人に1人」となっていますが、「概ね4人に1人」と言えるのは23区中でわずかに11区のみの結果でした。12区が「概ね5人に1人」か「概ね6人に1人」という全く信じられない結果でした。

統一交渉で確認・妥結したことが半数以上の区において実施されない事態は、到底認められないことです。当局としての誠意ある対応を強く求めます。

また、級格付制度に関わっては、昨年度実施された級格付結果は概ね妥当な結果でしたが、今年度の級格付を実施するにあたり現行の制度のままでは2級格付では実質的に格付者がほとんどの区で大幅に減ってしまうことが私どもの調査で明らかになっています。3級格付についても今後を考えた場合に大きな影響が出るのが予測されます。

現行の級格付制度の問題点については、この間の専門委員会交渉において私どもの考え方を明らかにしています。従いまして、それらの私どもの指摘を受け止め、みなさんの内部で十分に検討をして頂き、具体的な方策を示していただくことを改めて求めておきます。

〈区長会〉

技能・業務系職員に適用される人事制度につきましては、今後とも皆さんと十分に協議してまいります。

また、級格付の取扱いにつきましても、専門委員会場で協議してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上